

移動支援事業者の認定申請に必要な添付書類一覧(申請書・別紙、別表1以外で提出の必要な書類)

	添 付 書 類	説 明
①	申請者(法人)の定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等	○移動支援事業を実施する旨の記載のある定款・寄附行為の写し(原本証明をしてください。) ○移動支援事業を実施する旨の記載のある登記簿謄本(3か月以内の原本:写し不可) ※具体的な記載については、「定款・寄附行為等への事業名の記載について」を参照してください。 ※公益法人等で定款の変更許可等に時間がかかる場合で、手続きが終了していないときは、現在の定款及び登記簿謄本に加えて、当該事業を行う旨の理事会等の議事録等を添付してください。ただし、手続き終了後速やかに変更後の登記簿の届出を行ってください。
②	組織体制図 (参考様式1、記入例1)	○兼務の状況等が把握できる組織体制図(登録含む従業者全員の氏名を反映。記載しきれない場合は従業者一覧等添付)
③	運営規程	○次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。(参考例参照) 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務内容 3. 営業日及び営業時間 4. 地域生活支援事業を提供する主たる対象者 5. 地域生活支援事業の内容 6. 利用者から受領する費用の額 7. 通常の事業の実施地域 8. 緊急時等における対応方法 9. 苦情解決 10. その他運営に関する重要事項 ※営業日及び営業時間については、年間の休日も含めて定めてください。 ※その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。
④	認定地域生活支援サービスの主たる対象者を特定する理由 (参考様式2)	○主たる対象者(障害種別)を特定する場合添付してください。 ※移動支援事業所は全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び全身性障害児、知的障害児に対応することを基本としますが、サービスの専門性を確保するため特に必要がある場合において、障害種別(主たる対象者)を特定して事業を実施する場合に提出してください。なお、移動支援事業所については、提供に当たる従業者の資格要件に御注意ください。 ※運営規程において、サービスを提供する主たる対象者を定めてください。 ※重要事項説明書や広告等により利用者に周知してください。 ※認定後に対象者を拡充(縮小)する場合は、変更届を提出してください。
⑤	認定に係る誓約書 (参考様式3)	○認定に関して欠格要件を定めていますので、誓約書の申告により、欠格要件に該当しないものとみなします。 ※虚偽申告が判明した場合は、認定取消し等の対象となります。
⑥	従業者の資格を証明するもの	○ヘルパー資格及び外出介護[全身性・知的]養成研修修了証書等(登録含む従業者全員分) ※移動支援事業においては、サービスの対象者の障害種別によって、従業者の資格要件が異なります。詳細は、「移動支援の提供にあたる従業者の要件」を参照してください。
⑦	指定障害福祉サービス事業の指定通知書の写し	○指定障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護)の指定通知書の写し ※居宅介護等の指定申請と同時並行で移動支援事業の認定申請を行う場合は添付不要です。

※1 市外事業所については、当該市町村の認定・登録・委託又は既指定を証する書類を添付してください。

※2 その他必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

※3 書類は特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。